

市営住宅駐車場使用料等滞納整理事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市営住宅駐車場使用料等の滞納整理事務に関し、函館市営住宅条例（平成9年函館市条例第29号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 使用料 条例第58条の11に規定する駐車場の使用料をいう。

(2) 使用料等 使用料および函館市税外収入督促手数料条例（昭和24年函館市条例第20号）第1条に規定する督促手数料をいう。

(督促)

第3条 市長は、使用料の納付期限までにその月分の使用料を納付しない者に対し、納付期限後20日以内に別記第1号様式による督促状を送付し、期限を指定して使用料等の納付を督促するものとする。

2 前項の督促状による使用料等の納付期限は、督促状を発した日から起算して14日以内の日とする。

(催告)

第4条 市長は、毎月10日現在において、前々月までの使用料を2月以上滞納している者に対し別記第2号様式による催告書を送付し、期限を指定して滞納している使用料等（以下「滞納使用料等」という。）の納付を請求するものとする。この場合における納付期限は、催告書を発した日から起算して14日以内の日とする。

2 市長は、催告書を送付した者に対しては、再度、催告書の送付は行なわないものとする。ただし、催告書を送付した後に滞納使用料等を全額納付した者が、新たに使用料を2月以上滞納した場合は、この限りでない。

(駐車場の明渡請求予告)

第5条 市長は、毎月10日現在において、催告書を送付した者のうち、

前々月までの使用料を3月以上滞納しているものに対し、別記第3号様式による明渡請求予告書を送付し、期限を指定して滞納使用料等の納付を請求するものとする。この場合における納付期限は、明渡請求予告書を発した日から起算して14日以内の日とする。

2 市長は、明渡請求予告書を送付した者の使用する駐車場に、当該駐車場の使用者に対し、明渡し請求予告書を送付した旨の標示をする。

(駐車場の明渡し請求等)

第6条 市長は、明渡し請求予告書を送付後20日を経過してもなお滞納使用料等の納付をしない者に対し、別記第4号により駐車場の使用者としての決定を取り消し、明け渡しを請求する。

2 市長は、前項の規定により駐車場の使用者としての決定を取り消し、明け渡しを請求した者の使用する駐車場について、駐車場を封鎖する等の措置を講ずる。

(明渡し請求後の使用)

第7条 前条の規定により、駐車場の明け渡しを請求された者が、滞納使用料等を全額納付し、新たに駐車場の使用を希望するときは、条例第58条の10の規定により、使用の申込みをしなければならない。

附 則

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。